



福岡県医発第 1099 号 (地)
令和 2 年 7 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 3 件 (E 2 (既存項目・変更あり)、E 3 (新項目・改良項目)) が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別紙 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 2 年 7 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において別紙 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載が予定されており、また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第459号（保139）
令和 2 年 7 月 8 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中 川 俊 男
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 3 件（(E2（既存項目・変更あり）、E3（新項目・改良項目））が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 2 年 7 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令 2.6.30 保医発 0630 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 0630 第 2 号
令和 2 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 2 年 7 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 7（41）ア中「蛍光酵素免疫測定法」を「蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法」に改める。
- 2 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 4 中（9）を削除し、（10）から（28）を 1 ずつ繰り上げ、（27）の次に次のように加える。
 - （28） 抗リン脂質抗体検査（抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗 $\beta 2$ グリコプロテイン I IgG/IgM 抗体の測定）は、「27」を準用して算定する。
 - ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA 法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗 $\beta 2$ グリコプロテイン I 抗体の測定を行った場合に、「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の 3 回分を合算した点数を準用して一連の治療につき 2 回に限り算定する。
 - イ 「25」の抗カルジオリピン $\beta 2$ グリコプロテイン I 複合体抗体、「27」の抗カ

ルジオリピン抗体、及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D023(13)ア中「分岐DNAプローブ法又はPCR法」を「分岐DNAプローブ法、PCR法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 6 (略) D 0 0 7 血液化学検査 (1) ～ (40) (略) (41) オートタキシン ア 「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ (略) (42) ～ (51) (略) D 0 0 8 ～ D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ～ (8) (略) <u>(削除)</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 6 (略) D 0 0 7 血液化学検査 (1) ～ (40) (略) (41) オートタキシン ア 「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ (略) (42) ～ (51) (略) D 0 0 8 ～ D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ～ (8) (略) (9) 「25」の抗カルジオリピン β 2 グリコプロテイン I 複合体抗体と「27」の抗カルジオリピン抗体を併せて

(9)～(27) (略)

(28) 抗リン脂質抗体検査（抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗 β 2 グリコプロテイン I IgG/IgM 抗体の測定）は、「27」を準用して算定する。

ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA 法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗 β 2 グリコプロテイン I 抗体の測定を行った場合に、「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の 3 回分を合算した点数を準用して一連の治療につき 2 回に限り算定する。

イ 「25」の抗カルジオリピン β 2 グリコプロテイン I 複合体抗体、「27」の抗カルジオリピン抗体、及び (28) の検査のいずれか 2 つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D 0 1 5 ～ D 0 2 2 (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(12) (略)

(13) H C V 核酸定量

ア 「13」の H C V 核酸定量は、分岐 D N A プローブ法、P C R 法又は T M A 法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、急性 C 型肝炎の診断、C 型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

イ (略)

(14)～(26) (略)

実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(10)～(28) (略)

(新設)

D 0 1 5 ～ D 0 2 2 (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(12) (略)

(13) H C V 核酸定量

ア 「13」の H C V 核酸定量は、分岐 D N A プローブ法又は P C R 法により、急性 C 型肝炎の診断、C 型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

イ (略)

(14)～(26) (略)

新たに保険適用が認められた検査

令和2年6月30日 保医発 0630 第3号（令和2年7月1日適用）

No. 1

測定項目	オートタキシンキット
販売名	AIA-パックCL®オートタキシン
区分	E2（既存項目・変更あり）
測定方法	化学発光酵素免疫測定法（CLEIA法）
主な測定目的	血清中のオートタキシンの測定（肝臓の線維化進展の診断の補助）
準用点数	D007 血液化学検査 46 オートタキシン 194点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D007 血液化学検査 (1)～(40) (略) (41) オートタキシン ア 「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ (略) (42)～(51) (略)

No. 2

測定項目	C型肝炎ウイルス核酸キット
販売名	アプティマHCV
区分	E2（既存項目・変更あり）
測定方法	TMA法及び核酸ハイブリダイゼーション法
主な測定目的	血清又は血漿中のC型肝炎ウイルス(HCV)RNAの測定 （C型肝炎ウイルス感染の診断の補助等）
準用点数	D023 微生物核酸同定・定量検査 13 HCV核酸定量 437点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(12) (略) (13) HCV核酸定量 ア 「13」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法、PCR法又はTMA法と核酸ハ

	<u>イブリダイゼーション法</u>を組み合わせた方法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。 イ (略) (14)～(26) (略)
--	---

No. 3

測定項目	抗カルジオリピンIgG/IgM抗体および抗β2グリコプロテインI IgG/IgM抗体4項目同時測定キット
販売名	クアンタフラッシュAPS
区分	E3（新項目・改良項目）
測定方法	化学発光免疫測定法（CLIA法）
主な測定目的	血漿又は血清中の抗リン脂質抗体（抗カルジオリピン抗体及び抗β2グリコプロテインI抗体）の測定（抗リン脂質抗体症候群の診断補助）
準用点数	・D014 自己抗体検査 27 抗カルジオリピン抗体 232点 上記点数の3回分 696点

＜関連する留意事項の改正＞

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を以下のように改める。

（変更箇所下線部）

改正後	改正前
第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D014 自己抗体検査 (1)～(8) (略) (削除) (9)～(27) (略) <u>(28) 抗リン脂質抗体検査（抗カルジオリピンIgG/IgM抗体、及び抗β2グリコプロテインI IgG/IgM抗体の測定）は、「27」を準用して算定する。</u> <u>ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗β2グリコプロテインI抗体の測定を行った場合に、「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数を準用して一連の治療につき2回に限り算定する。</u> <u>イ 「25」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体、「27」の抗カルジオリピン抗体、及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u>	第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D014 自己抗体検査 (1)～(8) (略) <u>(9) 「25」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体と「27」の抗カルジオリピン抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u> (10)～(28) (略) (新設)

（日本医師会医療保険課）